

関西圏における観光誘客交通広告業務委託
プロポーザル公募要領等に係る質問への回答

(令和7年4月10日現在)

【受付番号 10】

質問項目	公募要項 P 4 (5) 企画提案書受付 ウ提出部数
質問内容	正本1部、副本9部とありますが、正本と副本に何か違いはございますでしょうか。という質問に対して 4/8 付け回答として「副本とは、正本の控えとするため、同一内容のものとして作成される文書です。正本を複製したものの副本として提出してください」とありましたが、一般的に正本1部は事業者名及び関連情報を記載して代表社員を捺印した物。副本9部は正本の複製ですが、事業者名が特定できる情報を全て隠して複製するものと認識しております。この認識は正しいでしょうか？誤りでしょうか？
回 答	正本についてはお見込みのとおりです。副本は、事業者名が特定できる情報を隠す必要はありません。

【受付番号 11】

質問項目	仕様書 P 1 4 (1) ②掲出デザインの制作
質問内容	「交通広告のデザインは本件の魅力を発信し県全域へ・・・」とありますが、提案に際してサンプルデザイン案を提出する認識で宜しいでしょうか？
回 答	公募要領に記載がございますが、交通広告のデザインの提案を求めていますので、デザインサンプル案は提出する必要があります。

【受付番号 12】

質問項目	仕様書 P 1 4 (1) ②掲出デザインの制作 (ウ)
質問内容	東海環状自動車道西回り今夏開通に伴い、その沿線の観光地も PR すること。とありますが、それ以外の岐阜県全域の観光地の中で、交通広告データ作成において特に岐阜県様が一番推奨したい観光地及びイベントはございますか？
回 答	掲載する観光地は提案事項です。イベントに関しては、受付番号 3 の質問回答をご確認ください。

【受付番号 13】

質問項目	仕様書P 1 4 (1) ②掲出デザインの制作
質問内容	実際に交通広告デザインを制作するにあたって、岐阜県様が提供可能な画像及び動画データのご用意はございますか？
回 答	仕様書P 1 4 (1) ②に記載がございます。